別紙1
資源の有効な利用の促進に関する法律第23条第１項に規定する計画及び同法第24条に規定する定期の報告に関する省令（案）に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	容器包装を直接製造しておらず、プラスチックフィルムを製造している場合は、今回の報告の対象となるか。 また、製品製造過程から発生した端材や不良品をインライン再生し、製造工程の原料として再利用した場合には、報告の対象となるか。	今回の報告義務の対象は、対象となるプラスチック製容器包装を年間１万トン以上製造（発注して製造させることを含む）又は輸入販売する事業者が対象となりますので、プラスチック製容器包装を製造していない場合には報告義務の対象外です。 また、再生プラスチックの定義に関しては、JIS Q 14021の定義に該当するものが再生プラスチックとして認められます。なお、JIS Q 14021のプレコンシューマ材料の定義では、同一工程内で再使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く、とされています。
2	ELV規則等の国際的なルールの動向を踏まえ、本省令およびガイドラインの内容を適宜見直していただきたい。 その際には、今後も業界の意見を適切に反映いただくとともに、実務に即した実効性の高い運用となるよ	今後、国際的なルールの動向を踏まえ、本省令及びガイドラインの見直しを適宜行います。
3	第１条第２項に関し、自動車を製造又は販売する事業者の計画変更提出が他産業より長い期間で設定されている理由は何かご教示いただきたい。	自動車に関しては、新車開発に5年以上を要するため、5年以内の目標を立てることは困難との理由から、10年以内の計画作成を求めることとしました。第2項では、事業者が設定した目標年までに計画変更がない場合は、再度の提出は不要である旨を定
4	様式第1に関し、再生プラスチックの供給側の質、量の確保の見通しが立っていない現状や、対象となる再生プラスチックの定義（国産再生/海外再生、PCR/PIR等）の不明確な部分が残ることから、業界団体との意見交換を行い、国際的なルールとの整合性も図りながら定義を明確化して、ガイドラインにも反映することを前提として賛同する。	御意見を踏まえ、ガイドラインにおいて、再生プラスチックの定義を明確化する予定です。
5	様式2に関し、「国産再生プラスチック」の定義について不明確な部分が残ることから、定義を明確化して、ガイドラインに反映いただきたい。また、報告のルールの明確化・統一化を図り、自動車業界のサプライチェーン各社の事務量が極小化されるよう、配慮	国産再生プラスチックの定義については、ガイドラインにおいて明確化する予定です。報告ルールの明確化・統一化についても、業界の意見を踏まえながら進めてまいります。
6	様式はどのように提出するのかご教示いただきたい。また報告提出がやむを得なく遅延する場合の対処方法があれば教えていただきたい。	提出先及び提出方法については、今後ガイドラインで明記する予定です。 期限内にご提出いただくことが基本ですが、やむを得ない事情により提出が遅延する場合には、個別に対応させていただきま
7	それぞれの様式について別添で凡例などを示していただきたい。	ガイドラインにおいて記載例を示す予定です。
8	報告義務の対象企業のみならず、対象業界で製品を製造/輸入/販売するすべての企業に報告を要請すべき。清涼飲料用PETボトルの場合は年間使用量が10,000t未満の企業はその旨を記載して提出するようにし、すべての企業が再生材の使用を意識し自分事ととらえる仕組みが重要。さらに、早期に義務化の足切り水準を5,000tに見直し、再生材使用のすそ野を広げていくことが重要。清涼飲料用PETボトルに関しては、個別の努力目標にとどまらず、再生プラスチックの「具体的な使用比率の義務化」および「事業者ごとの実績値の公表」へ制度を移行させるべきと考えま	対象となるプラスチック製容器包装の生産量又は輸入販売量が年間1万トン以下の事業者については、計画提出及び定期報告の義務はありませんが、判断基準省令に定めるとおり、再生プラスチックの利用に関する目標の設定が求められています。なお、計画提出及び定期報告の義務の対象となる事業者の要件については、より広範な事業者を対象とする観点から見直しを行ってまいります。 また、本省令の施行状況をみつつ、清涼飲料用PETボトルに関しては、業界等の取組を踏まえ、今後、必要に応じて再生プラスチック利用比率の最低基準の義務化等などの定量的な目標設定を含めた議論をしていきたいと考えております。
9	提出した内容は、個社が特定される形での公表は避けていただきたい。	提出された計画及び報告は、集計結果を公表することを検討していますが、個社が特定される形での公表はいたしません。
10	再生プラスチックの利用量と利用率の両方から生産量が推定可能であるがこれは営業機密に当たり、また、利用率を出すためにはすべての機種で再生プラスチックの総重量の算出が必要になり多大な負担が発生するため、利用率については任意で報告を求め	提出された計画及び報告は、本制度の目的外で利用することはなく、また個社が特定される形で公表することはありません。また、再生プラスチックの利用量のみでは、各事業者の生産量が様々である中で、事業者の取組みの水準を把握することが困難であるため、利用率も併せて提出を求めることとしております。

11	二酸化炭素排出量の算出について、再生樹脂の回収場所や再生工場によって原単位が変わり、その算出には根拠や認証等の多大な負担が発生することから、統一的な簡易な算出方法の開示が必要。	再生プラスチック利用に係る二酸化炭素の排出量については、現時点では算定が困難な場合があると認識しており、任意の報告としています。今後、再生材利用に係る環境価値の訴求が重要と考えており、算定がしやすくなる環境整備を検討してまいり
12	製品中で使用されている再生プラスチックの重量には、ポストコンシューマ材に加え、プレコンシューマ材も含めて差し支えないとの理解でよいか、ご確認をお願いいたします。	再生プラスチックの定義は、JIS Q 14021に従い、ポストコンシューマ材料及びプレコンシューマ材料を含みます。
13	製品中で使用されている再生プラスチックの重量には、国内で生産された材料のみならず、海外で生産された材料も含めて算定可能との理解でよいか、ご確認をお願いいたします。	再生プラスチックの重量には、国内で生産された再生プラスチックのみならず、海外で生産された再生プラスチックも含めて算定することが可能です。ただし、定期報告において、国産再生プラスチックの利用量の任意報告を求めています。
14	製品中で使用されているプラスチックおよび再生プラスチックの重量については、JIS C 9911:2014 に基づき、25g未満の部品については算定対象に含めなくてもよいとの理解でよいか、ご確認をお願いいたしま	家電4品目の再生プラスチックの算定については、JIS C 9911:2014に基づいた算定方法とする予定です。
15	製品中で使用されているプラスチックおよび再生プラスチックの重量は、製品単体に含まれる材料のみを対象とし、梱包材や付属品に含まれる材料は対象としないとの理解でよいか、ご確認をお願いいたしま	梱包材や付属品については算定の対象としない予定です。
16	製品中で使用されているプラスチックおよび再生プラスチックの重量には、熱硬化性樹脂（例：発泡ウレタン等）は含まれないとの理解でよいか、JIS C 9911:2014 の定義に基づきご確認をお願いいたしま	家電4品目の再生プラスチックの算定については、JIS C 9911:2014に基づき、熱硬化性樹脂は含まれません。
17	添加物質自体が再生材である以下のようなケースについては、 ・真空断熱材由来のガラス繊維 ・風車・航空機等の FRP 由来のガラス繊維・炭素繊維 ・廃棄物系／未利用系バイオマス由来のセルロース繊維 ・炭酸カルシウム、竹粉・木粉、顔料 等 これらの添加物質の重量を、再生プラスチック重量から除外せずに算定すべきと考えます。 制度の趣旨を踏まえ、JIS C 9911:2014 の改訂も含	家電4品目の再生プラスチックの算定については、JIS C 9911:2014に基づいた算定方法とする予定ですが、御意見を踏まえ、当該規格の改訂も含めて家電業界と議論してまいります。
18	「製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率」について、国内生産品の場合は、日本国内向けに出荷される機種のみを対象とし、輸出向け機種は算定対象外としてよいとの理解でよいか、ご確認をお願いいたします。 （本案の背景として、現状国内で十分に利用されておらず、資源に戻っていないものや海外に流出している再生資源を国内循環させていくことが求められている、ということからすると日本国内用機種のみを対象	国内における再生プラスチックの利用の促進を図るという政策目的から、国内で製造又は輸入販売される製品を対象としており、輸出向けの製品も対象に含まれます。